【スノーボード】級別テスト開催申請要領

<table>
<tr><td rowspan="6">申込手続</td><td>申込用紙</td><td colspan="3">S-113_スノーボード級別テスト許可申請書：総 25 C-17</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td colspan="3">・各開催団体は、スノーボード級別テスト許可申請書に必要事項を記入し、加盟団体（協会）へ認定料を添えて提出する。
・加盟団体（協会）は、メール（PDF データ）または郵送により SAK 事務局に提出する。
・加盟団体は、認定料のうち 9,000 円を SAK 事務局に振り込む。</td></tr>
<tr><td>申込期日</td><td colspan="3">１次締切　２０２６年１２月１４日（月）SAK 必着
２次締切　２０２７年　２月１２日（金）SAK 必着　厳守
※2 次締切以降はSAJ規定により認められませんのでご注意ください。</td></tr>
<tr><td>認定料</td><td colspan="3">10,000 円（１件あたり）　※クラブから協会へ支払う金額</td></tr>
<tr><td>許可</td><td colspan="3">SAK より各開催団体の開催責任者宛にメールにより送付する。</td></tr>
<tr><td>実施会場</td><td colspan="3">実施会場となる検定コート(種目毎)のコース、コース長を記載し、合わせてゲレンデ内の検定コート見取図(ゲレンデマップ等)を添付すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">料金表</td><td>級別</td><td>受検料</td><td>公認料</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="5">各開催団体で決定。SAJ 会員には受検料について配慮する。</td><td>3,300</td><td rowspan="5">公認料はバッジおよび合格証代を含みます
１級・２級は SAJ 合格証、3～5級は SAK 合格証です。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>3,300</td></tr>
<tr><td>3</td><td>1,500</td></tr>
<tr><td>4</td><td>1,400</td></tr>
<tr><td>5</td><td>1,300</td></tr>
<tr><td colspan="4">※受検料は開催団体で決定してください。また、SAJ 会員については受検料を配慮してください。</td></tr>
<tr><td>検定員</td><td colspan="3">検定員は SAK より委嘱された公認スノーボード検定員がこれにあたる。
1. 主任検定員は公認スノーボード A 級検定員または B 級検定員が行う。
2. 検定員は公認スノーボード A 級検定員、B 級検定員または C 級検定員が行う。
●すべての検定員は、公認スノーボード指導者資格および公認スノーボード検定員資格が有効でなければならない。
●１級は実技テストとし、検定員が２名のときは２名とも B 級以上とする。検定員が３名とも C 級のときは、A 級か B 級の主任検定員をおく。
●２級以下は講習内テストとし、１名以上の検定員をおく。検定員が C 級のときは、A 級か B 級の主任検定員をおく。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">結果報告</td><td>用紙</td><td colspan="3">スノーボード級別テスト実施報告書　総:25 C-18</td></tr>
<tr><td>期日</td><td colspan="3">開催終了後、２週間以内とします。
最終期限：２０２７年5月１２日（水）</td></tr>
<tr><td>受検資格</td><td colspan="3">1. 受検者は指導の過程を経ていること。
2. 年齢制限は設けないが、未成年者は保護者に受検する承諾を得ること。また検定会場には保護者等が同行すること。
3. 受検級は５級から２級までは希望する級を受検することができる。但し１級は２級を所持していなければならない。
4. 1 級受検者は検定までに事前講習 1 単位・2 時間以上を修了していること。</td></tr>
<tr><td>合格手続</td><td colspan="3">合格者は上記に定める公認料を納入し、バッジと合格証の交付後資格が有効となります。
1 級合格者は、合格年度の SAJ 会員登録が必要です。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3">開催者は 1 級の事前講習を行った場合は、受講者に事前講習修了証を発行してください。ただし、事前講習は受検年度のみ有効とする。</td></tr>
</table>